

川崎市多摩区公告第48号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月10日

川崎市多摩区長 佐藤 直樹

年度	科目	期別	この公告により 変更する納期限	件数
令和7年度	介護保険料	特徴第1期以降		4件
令和7年度	介護保険料	普徴第5期以降	令和7年10月31日 （第5・6期分）	7件
令和7年度	介護保険料	普徴第5期以降		2件

※別紙は、省略とする。